

昭和二十六年三月中官報物価号外目録

告示

自第七号 至第十四号

凡例
件名の上の数字は告示番号
()内の数字は上段は頁数下段は日
付の下の数字は号外頁数

●厚生省、物価庁

- 一 抗菌性物質検定規則第四條の検査手数料及び第六條の試験品の数量指定の一部改正 (一三)
- 電気通信省、物価庁
- 二 國際電報料金表の一部改正 (一七)
- 物価庁
- 二六 価格調整公団法第一條、第二十三條及び第二十四條の規定による指定の一部改正 (七)
- 八一 同上 (三三)
- (食糧、食品)
- 三三 統制額廃止(小豆等雜穀の販売価格の統制額等) (一)
- 三四 大豆の販売価格の統制額及び小麦粉、精麦及びその粉の販売価格の統制額の一部改正 (一)
- 三五 合衆糖及び糖蜜等の販売価格の統制額の一部改正 (一)
- 五七 清酒及び合成清酒の販売価格の統制額の一部改正 (一三)
- 五八 焼酎、焼酎及び一部の販売価格の統制額の一部改正 (二)
- 五九 ビールの販売価格の統制額の一部改正 (二)
- 六〇 酒類の表示様式等指定に関する件の一部改正 (三)
- 六一 米麦等の卸売業者販売価格及び小売業者販売価格の統制額指定 (三)
- 六八 米麦等の卸売業者販売価格及び小売業者販売価格の統制額の一部改正 (三)

- 六九 油脂粉配給公団が販売する場合の大豆並びに同公団から買受けた大豆を油脂調整調整規則に規定する登録大豆販売業者が販売する場合の大豆の販売価格の統制額廃止 (一)
- 七〇 めん類の販売価格の統制額の一部改正 (一)
- 七一 幼児食Bの販売価格の統制額指定 (一)
- 七二 乾パンの販売価格の統制額指定 (一)
- 七三 砂糖の販売価格の統制額の一部改正 (一)
- 七八 合衆糖及び糖蜜等の販売価格の統制額の一部改正 (二)
- 八二 農業災害補償法に基づく家畜共済の共済掛金標準率の一部改正 (二)
- 八三 同上 (二)
- (食料)
- 四二 飼料等の販売価格の統制額廃止(登録漁獲物原料の販売価格の統制額等) (一)
- 四三 生糸の取引に關し報告をしなければならない者の該項目を一部改正 (一)
- 四四 生糸の取引に關し報告を命ずるの一部改正 (一)
- 四五 生糸の取引に關する報告命令の一部改正 (一)
- 七三 昭和二十五年以降困難なたねの販売価格の統制額 (二)

- 七四 たねの油脂粉末の販売価格の統制額廃止 (二)
- (織物品)
- 二七 統制額廃止(昭和二十一年度産麦及び馬鈴薯用特製用衣料製品の内特製物件生地その他規格外生地使用製品の生地価格等) (一)
- 二八 紡織物の染色等加工料金の統制額の一部改正 (一)
- 二九 綿莫大小製品の染色等加工料金の統制額指定 (一)
- 三〇 警務予備隊員用特製作業服(七五、〇〇着第二次追加)の販売価格の統制額指定 (一)
- 三一 輸出用紡織物(チョップ品)の国内転用販売価格の統制額の一部改正 (一)
- 三二 綿織物の販売価格の統制額の一部改正 (一)
- 三七 警務予備隊員用特製衣料製品及び帽子の加工料金の統制額並びに販売価格の統制額の一部改正 (一)
- 四一 統制額廃止(表生地に織織物その他綿糸による製品を原料として使用した警務予備隊員用布帛製品及び棉タオルの販売価格の統制額) (一)
- 四二 米軍神下げ中土雨覆の販売価格の統制額指定 (一)
- 四八 二重織柔道着の販売価格の統制額指定 (一)
- 四九 綿糸の販売価格の統制額の一部改正 (一)

- 五〇 綿織物の販売価格の統制額の一部改正 (二)
- 五一 輸出用紡織物(チョップ品)の国内転用販売価格の統制額の一部改正 (二)
- 五二 綿糸の染色等加工料金の統制額指定 (二)
- 五三 縮緬レリスの染色等加工料金の統制額指定 (二)
- 六四 統制額廃止(教育用ノートの販売価格の統制額等) (一)
- 六五 綿織物の染色等加工料金の統制額の一部改正 (一)
- 六六 綿織物の染色等加工料金の統制額指定 (一)
- 六七 昭和二十五年年度第四内半期以降の民間輸入棉花の使用して生産された綿糸の販売価格の統制額指定 (一)
- (機械、金属)
- 五五 統制額廃止(鑄型定盤、台、注入管及び押湯機の販売価格の統制額等) (一)
- 六三 統制額の適用停止(特殊塊状硫酸の販売価格の統制額等) (一)
- 八四 統制額廃止(満がん磁石及び二酸化マンガン磁石の販売価格の統制額等) (一)
- 八五 統制額適用停止(鉄の厨又は故の販売価格の統制額等) (二)
- (化学品)
- 四〇 統制額廃止(重クロム酸ソーダの販売価格の統制額等) (一)
- 五六 統制額廃止(メタノールの販売価格の統制額等) (一)

- 六二 統制額廃止(硫酸の販売価格の統制額) (一〇) 一元
- 七五 小売人販売価格の統制額の一部改正 (一三) 二三
- 七六 ソーダ灰及び苛性ソーダの販売価格の統制額の適用停止 (二三)
- 七九 貴金属材料(白金、金、銀合金)の販売価格の統制額の一部改正 (二三)

(動力)

- 三八 石油の販売価格の統制額の一部改正 (一〇) 七
- 三九 特殊規格石油の販売価格の統制額指定 (一七)

(地代家賃)

- 四六 地代の停止統制額又は認可統制額に代るべき額、家賃の停止統制額に代るべき額及び認可統制額に乘すべき修正率並びに賃借に関する條件についての指定の一部改正 (〇〇) 一四

八〇 放送聴取料の統制額指定 (一一) 二二

告示

- 二 ●物価庁、専売公社
塩専売法の規定により、か性ソーダ及びソーダ灰製造用として日本専売公社が売り渡す塩の価格指定 (二四) 二二
- 三 九ばら専売法施行規則第十八條第一項の割引歩合指定 (二二)

号外 (物価第七号)

告示

第三 統制額廃止後の当該物価目録に規定された物価の算出に際しては、(一) 前掲の物価目録(以下「前掲目録」という。)

六、昭和二十六年七月三十日物価目録(第三四九二四九十五号)(昭和二十六年七月三十日)の販売価格の統制額指定の件、昭和二十四年一月二十九日物四第七九号

●物価目録告示第三十六号